

奈良県告示第二百二十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百七号）第十四条第二号の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

登録番号 （奈良県 ）	肥料の種	肥料の名	保証成分 量（％）	その他 の規格	生産業者の氏名又 は名称及び住所	失効年月 日
第四〇五 号	蒸製骨粉	二一・〇 蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全 量 二一・〇	公定規 格のと おり	鳥山孝宣 橿原市四分町二八 六番地の三	令和八年 八月十二 日